

東予地域メディカルコントロール協議会旅費等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東予地域メディカルコントロール協議会要綱第14条に基づき、東予地域メディカルコントロール協議会（以下「東予協議会」という。）の公務（以下「公務」という。）のため出張する委員又は委員以外の者（以下「委員等」という。）に対し支給する旅費等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員 東予協議会の医師会及び救急医療機関の医師をいう。
- (2) 委員以外の者 東予地域MCワーキング委員会の医師、東予地域の検証医師、実技技能教育コース運営委員会の担当者及び消防本部のMC担当者をいう。
- (3) 出張 委員等が公務のため一時その在勤する医療機関又は消防本部を離れて旅行することをいう。

(旅費の支給)

第3条 委員等が出張した場合には、当該委員等に対し旅費を支給する。ただし、出張先において旅費が支給される場合には、これを支給しないものとする。

2 東予協議会が依頼した、症例検討会等の関係者に対し旅費を支給する。

(出張命令等)

第4条 委員等は、東予協議会の会長から、公務に伴う東予地域以外の地域（以下「管外」という。）へ出張を命ぜられた場合には、当該委員等が在勤する医療機関の長又は消防本部の長の承認を得なければならない。ただし、委員等が医療機関の長である場合には、当該医療機関の長から代理者に出張命令を発することができる。

(出張命令等の変更連絡)

第5条 東予協議会の会長から、出張を命ぜられた委員等は、診療業務等の必要その他やむを得ない事情により出張することができないときは、あらかじめ出張命令権者に変更の連絡をしなければならない。

(旅費の種類と額)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（交通費）とし、旅費額は、別表のとおりとする。

- 2 鉄道賃は、鉄道出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃（交通費）は、東予地域内（以下「管内」という。）に限り支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、天災又はその他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（研修派遣旅費）

第8条 東予協議会に関連する研修、講習等のため、同一箇所に2日以上にわたって滞在する出張の場合には、出張者の食堂施設等の旅費は、当該出張者の在勤する医療機関又は消防本部が必要に応じて負担することができるものとする。ただし、研修、講習等に必要な受講負担金等その他付帯経費については、支給できるものとする。

（その他）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月15日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分		金 額	備 考
管 内	車賃（交通費）	一律3,000円	
管 外	鉄道賃	鉄道事業法に規定する鉄道旅客貨物運賃算出表による	普通乗車料金、特急料金を支給する。
	船賃	海上保安庁の調に係る距離表に基づく旅客運賃表による	
	航空賃	航空会社の旅客運賃による	